

# 1

## 第1部 Part One

### 総説

序章	行政法とは	002
1	意義	002
2	分類	003
3	法源	004
	(1) 意義	004
	(2) 種類	004
	(3) 行政上の法の一般原則	005
	ア 法律による行政の原理	006
	イ 適正手続の原則	009
	ウ 信義誠実の原則	010
	エ 権利濫用禁止の原則	010
	オ 比例原則	011
	カ 平等原則	012
4	警察との関係	013

# 2

## 第2部 Part Two

### 行政組織法

第1章	総説	016
1	意義	016
2	行政主体・行政機関	017
	(1) 行政主体	017
	(2) 行政機関	018
	(3) 行政機関相互の関係	020
	ア 上下関係	020
	イ 対等関係	022
	(4) 権限の代行	023
	ア 権限の代理	023
	イ 権限の委任	024
	ウ 専決・代決	026
第2章	地方自治法	028
1	地方自治とは	028
2	地方公共団体の種類	029

### 第3章

3	地方公共団体の組織	031
(1)	地方公共団体の機関とその関係	031
	ア 再議制度 033	イ 専決処分 034
	ウ 議会の長に対する不信任決議と長の議会解散権	035
(2)	議事機関	037
	ア 議会の必置 037	イ 議員 037
	ウ 議会の組織 040	エ 議会の権限 042
(3)	執行機関	045
	ア 長 047	イ 委員会及び委員 049
4	地方公共団体の事務・権能	051
(1)	地方公共団体の事務	051
(2)	地方公共団体の自治立法権	052
	ア 条例 053	イ 規則 055
5	住民の権利・義務	057
(1)	住民の権利	057
(2)	住民の義務	061
6	国と地方公共団体との関係	062
	<b>警察法</b>	<b>063</b>
1	総説	063
(1)	目的	063
(2)	警察の責務	064
(3)	サービスの宣誓	066
2	国の警察組織	067
(1)	国家公安委員会	067
	ア 意義 067	イ 組織・運営 068
	ウ 任務・所掌事務 070	
	エ 都道府県公安委員会との関係 072	
(2)	警察庁	072
	ア 意義 072	イ 組織 072
3	都道府県の警察組織	075
(1)	都道府県公安委員会	078
	ア 意義 078	イ 組織・運営 079
	ウ 所掌事務 082	

エ 国家公安委員会及び都道府県公安委員会間の関係	085
(2) 都道府県警察	085
ア 意義 085	イ 組織 086
(3) 都道府県警察相互の関係等	090
ア 協力義務 090	イ 援助の要求 091
ウ 管轄区域の境界周辺における事案に関する権限	094
エ 広域組織犯罪等に関する権限・措置	098
オ 管轄区域外における権限	102
カ 事案の共同処理等に係る指揮・連絡	104
4 警察職員	105
(1) 警察官の階級等	106
(2) 警察官の職務権限と行使の態様	107
ア 上官の指揮監督	107
イ 管轄区域と職権行使	107
ウ 小型武器の所持	116
エ 被服の支給等	117
オ 礼式・服制・表彰	117
5 苦情申出制度	118

# 3

## 第3部 Part Three

### 行政作用法

第4章 総説	122
1 意義	122
2 行政の行為形式	123
(1) 行政行為	123
ア 意義 123	イ 効力 125
ウ 分類 128	
(2) 行政行為の瑕疵	132
ア 取消しと無効 133	イ 取消しと撤回 135
(3) 附款	137
3 行政上の実効性確保手段	140
(1) 行政強制	140
ア 行政上の強制執行 140	イ 即時強制 146

	(2) 行政上の制裁	148
	ア 行政罰 148	イ その他の制裁 150
<b>第 5 章</b>	<b>行政手続法</b>	<b>151</b>
	1 目的	151
	2 対象	152
	3 処分に関する手続	154
	(1) 申請に対する処分	154
	(2) 不利益処分	156
	4 行政指導に関する手続	158
	5 届出に関する手続	161
	6 命令等を定める手続	162
<b>第 6 章</b>	<b>警察官職務執行法</b>	<b>163</b>
	1 意義	163
	2 構成	163
	(1) 任意手段	164
	(2) 即時強制	165
	(3) 命令	165
	3 目的	165
	4 質問	166
	(1) 職務質問	167
	ア 意義 167	イ 対象 167
	ウ 停止 170	
	エ 質問 174	オ 自動車検問 177
	カ 所持品検査 180	
	(2) 任意同行（同行要求）	185
	(3) 凶器の捜検	188
	5 保護	191
	(1) 意義	191
	(2) 対象	192
	ア 1号該当者 192	イ 2号該当者 195
	ウ 応急の救護を要すると信じるに足りる相当な理由があること 197	
	エ 要否の判断 198	

(3) 実 施 .....	199
ア 1号該当者の場合 200	
イ 2号該当者の場合 200	
ウ 所持品の検査 201	
(4) 事後措置 .....	201
(5) 期 間 .....	203
(6) 簡易裁判所への通知 .....	204
<b>6 避難等の措置 .....</b>	<b>206</b>
(1) 趣 旨 .....	206
(2) 要 件 .....	207
(3) 対 象 .....	209
(4) 手 段 .....	210
ア 警 告 210	
イ 強制的措置 212	
(5) 事後手続 .....	214
(6) 他の法令との関係 .....	215
<b>7 犯罪の予防及び制止 .....</b>	<b>216</b>
(1) 警 告 .....	217
ア 意 義 217	
イ 要 件 218	
ウ 対 象 220	
エ 方 法 221	
オ 警職法4条1項の警告との関係 222	
(2) 制 止 .....	223
ア 意 義 223	
イ 要 件 223	
ウ 対 象 226	
エ 方 法 227	
オ 現行犯に対する制止行為 228	
<b>8 立入り .....</b>	<b>229</b>
(1) 危険時の立入り（1項） .....	229
ア 意 義 229	
イ 要 件 230	
ウ 立入りの実施 233	
エ 立入り後の措置 235	
(2) 公開の場所への立入要求（2項） .....	235
ア 意 義 235	
イ 要 件 236	
ウ 管理者等の受忍・応諾義務 239	
エ 立入りの実施 240	
オ 立入り後の措置 240	
<b>9 サイバー危害防止措置執行官による措置 .....</b>	<b>241</b>
<b>10 武器の使用 .....</b>	<b>244</b>

(1) 意義	244
(2) 人に危害を与えない使用（7条本文）	249
(3) 人に危害を与えることが許される使用（7条 ただし書）	253
11 他の法令による職権職務	257



**第4部** Part Four

**行政救済法**

<b>第7章</b> 総説	260
---------------	-----

<b>第8章</b> 行政争訟	261
-----------------	-----

1 意義	261
------	-----

2 行政上の不服申立て	261
-------------	-----

(1) 意義	261
--------	-----

(2) 行政不服審査法	262
-------------	-----

ア 目的 262 イ 不服申立ての種類 262

ウ 審査請求の要件 263 エ 教示制度 270

オ 審査請求の審理 271

カ 審査請求に対する判断 272

(3) 対象	178
--------	-----

3 行政（事件）訴訟	274
------------	-----

(1) 意義	274
--------	-----

(2) 訴訟類型	275
----------	-----

(3) 取消訴訟	277
----------	-----

ア 種類 277 イ 訴訟要件 278 ウ 教示制度 281

エ 判決 281

<b>第9章</b> 国家補償	283
-----------------	-----

1 総説	283
------	-----

(1) 意義	283
--------	-----

(2) 機能	284
--------	-----

2 国家賠償	284
--------	-----

(1) 総説	284
--------	-----

(2) 国賠法 1 条に基づく責任	285
ア 国又は公共団体	285
イ 公権力の行使	287
ウ 公務員	289
エ 職務を行うについて	290
オ 故意・過失	291
カ 違法性	292
キ 損害の発生	293
ク 損害賠償責任の性質	294
(3) 国賠法 2 条に基づく責任	296
ア 公の营造物	297
イ 設置・管理の瑕疵	298
ウ 損害の発生	300
エ 求 償	300
オ 国賠法 1 条との関係	300
(4) その他	301
ア 賠償責任者	301
イ 民法・特別法の適用	301
ウ 外国人への適用	302
3 損失補償	303

# 5

## 第 5 部 Part Five

### その他

第 10 章 公務員法	306
1 意義	306
2 公務員の種類	306
(1) 国家公務員と地方公務員	306
(2) 特別職と一般職	306
3 公務員の任用	308
(1) 意義	308
(2) 成立	308
ア 採用	308
イ 任命権者	308
ウ 欠格条項	309
エ 方式	311
オ 効果	312
(3) 変更	312
4 公務員の権利・義務	313
(1) 公務員の権利	313
ア 身分保障	313
イ 財産上の権利	317
(2) 公務員の義務	318

## 第11章

ア 服務の宣誓義務	318
イ 法令等及び上司の命令に従う義務	319
ウ 職務に専念する義務	322
エ 信用失墜行為の禁止	322
オ 秘密を守る義務	323
カ 政治的行為の制限	325
キ 争議行為等の禁止	328
ク 私企業からの隔離・営利企業への従事等の制限	329
<b>5 公務員の責任</b>	<b>330</b>
(1) 懲戒責任	330
ア 懲戒処分	330
イ 懲戒処分と分限処分	332
(2) 刑事責任	334
(3) 弁償（賠償）責任	335
<b>行政情報制度</b>	<b>336</b>
<b>1 情報公開制度</b>	<b>336</b>
(1) 開示請求権者	336
(2) 開示請求	337
(3) 対象機関	338
(4) 開示決定・不開示決定・部分開示決定	338
ア 開示決定	338
イ 不開示決定	338
ウ 部分開示決定	341
(5) 救済	341
<b>2 個人情報保護法</b>	<b>342</b>
<b>3 マイナンバー法</b>	<b>345</b>